

# 収入申告チャート

収入申告書の提出について、どのような書類が必要なのか、簡単に確認ができる早見表です。

**名義人様、世帯員様（15歳以下の方を除く。）全員の必要書類をご提出ください。**

※世帯員変更がある場合（出生・転入・転居・死亡）は旭川市 市営住宅課に問合せしてください。  
市営住宅課 直通電話番号（0166-25-8510）

はじめに同意書をご覧ください。令和4年1月1日時点で旭川市に住民登録されていて、市道民税を申告されている方は、同意書に押印することで所得確認用提出書類を省略できます。

同意書の『世帯員それぞれ押印』の箇所すべてに『印』と印刷されている。  
(※令和3年1月2日以降に職場が変わった方がいる場合は下記にお進みください。)

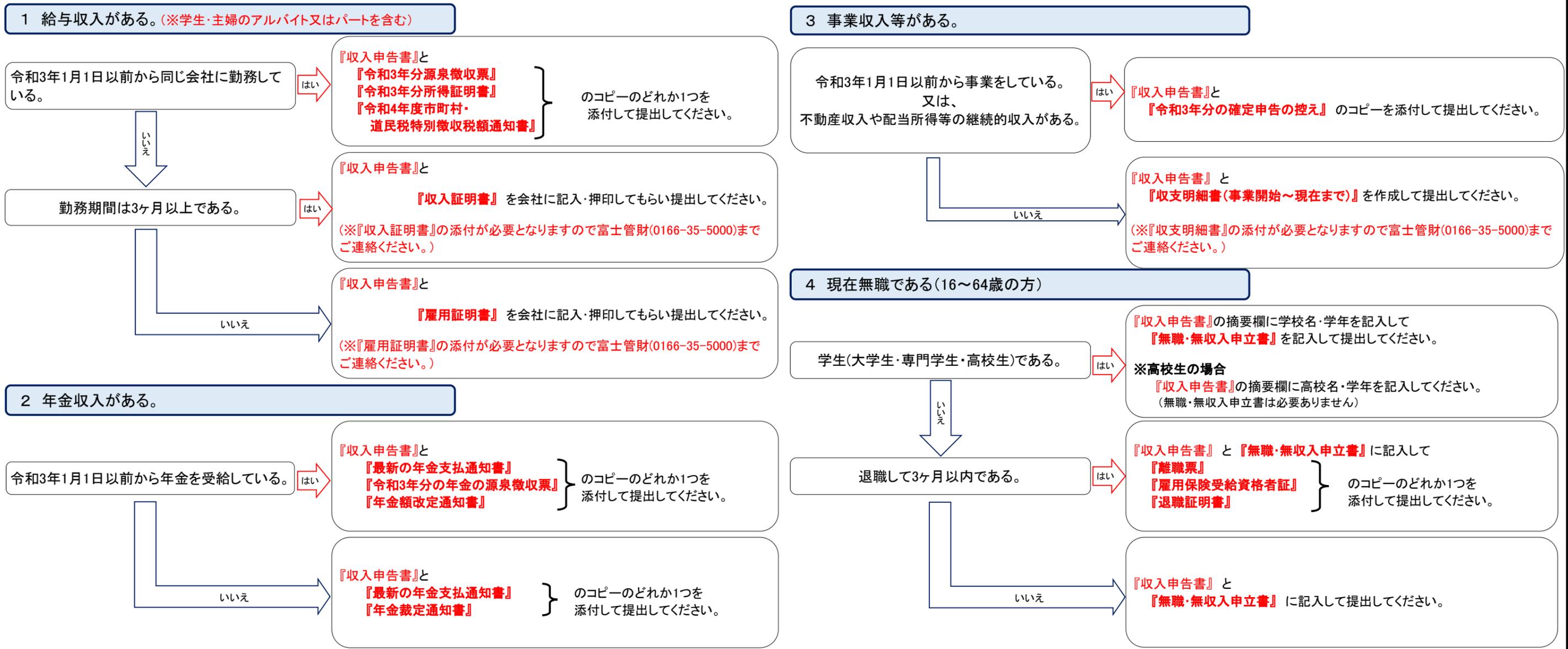
下記の①～⑤に当てはまらない場合

『収入申告書』と『同意書』に、記入・押印して提出してください。  
(※下記の添付書類の提出は必要ありません。)

次のいずれかに該当する方がいる場合は下のチャートにしたがって、収入申告書と同意書の他に下記必要書類を提出してください。

①令和4年1月1日時点で旭川市に住民登録されていない方。②令和4年度の市道民税未申告の方 ③同意書の『世帯員それぞれの押印』の箇所に『所得確認できません』と印刷されている方。④令和3年1月2日以降に転職又は就職した方。⑤同意書を提出したくない。

※お1人で2つ以上の収入がある場合は、それぞれの収入の証明が必要となります。(※例 給与と年金収入がある場合、下記の給与収入書類と年金収入書類を提出してください。)



※添付していただいた書類はお返しできませんので、「コピー(写し)」を提出するなどしてください。